（広告）
事務所通信
Progress～進歩～
一期一会
27年12月号
2015年12月1日発行
三宅税理士法人
代表社員　三宅孝治
(中国税理士会　倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL　086－466－1255
FAX　086－466－1288
第103号
発行担当者:山﨑　亜紀

早いもので今年も残り１ヶ月となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。
大掃除・年賀状と慌ただしい時期になりますが、体調を崩しやすい季節ですので、健康管理には氣を付けて過ごしたいものですね。
個人的には今年中にするべき事をピックアップしながら、計画的に過ごしていきたいと思っております。

《年末調整》

給与を支払う際は、所得税および復興特別所得税の源泉徴収（天引き）を行っています。 1年間に源泉徴収した所得税と、その人が納めるべき所得税は必ず一致するわけではありません。 その人が納めるべき所得税及び復興特別所得税を計算してその差額を調整（**還付**または**徴収**）する手続を年末調整といいます。

年末調整の順序

①その年の1月1日から12月31日までの間に支払うべきことが確定した給与の合計額から給与所得控除後の給与の額 を求めます。給与所得控除後の給与の額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で求めます。
②給与所得控除後の給与の額から扶養控除などの所得控除を差し引きます。
③この所得控除を差し引いた金額（1,000円未満切捨て）に、所得税の税率を当てはめて税額を求めます。
④年末調整で住宅借入金等特別控除を行う場合には、この控除額を税額から差し引きます。
⑤この控除額を差し引いた税額に1.021をかけた税額（100円未満切捨て）が、その人が1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税になります。
⑥源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税額より多い場合には、その差額の税額を還付します。
逆に、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税額より少ない場合には、その差額の税額を徴収します。
年末調整の対象となる人は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人です。
ただし、年間2,000万円を超える給与の支払を受ける人は、年末調整の対象になりません。

年末調整で受けることのできる所得控除

配偶者控除
所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には一定の金額の所得控除を受けることができます。
・一般の控除対象配偶者　３８万円
・老人控除対象配偶者　　４８万円
※老人控除対象配偶者とはその年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。

配偶者特別控除
配偶者の所得が38万円を超えるので配偶者控除を受けられない時でも、配偶者の所得によっては一定の金額の所得控除を受けることができます。
・配偶者特別控除の金額　3万円～38万円（所得によって変動）

扶養控除
所得税法上の控除対象扶養親族がいる場合には一定の金額の所得控除を受けることができます。
・一般の控除対象扶養親族　３８万円
・特定扶養親族　６３万円
・老人扶養親族　同居老親等以外の者　４８万円
・老人扶養親族　同居老親等　５８万円
※特定扶養親族とはその年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人
※老人扶養親族とはその年12月31日現在の年齢が70歳以上の人
※同居老親等とは老人扶養親族のうち、自身か配偶者の直系の父母、祖父母等で常に同居している人

生命保険料控除
一定の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合には一定の金額の所得控除を受けることができます。 控除の金額は支払った保険料によって変動します。
①一般の生命保険料控除　新生命保険料　最大4万円　旧生命保険料　最大5万円
②介護医療保険料控除　　最大4万円
③個人年金保険料控除　　新年金保険料　最大4万円　旧年金保険料　最大5万円
生命保険料控除の金額は①+②+③で最大12万円となります。

地震保険料控除
特定の損害保険契約等にかかる地震等損害部分の保険料を支払った場合には一定の金額の所得控除を受けることができます。 控除の金額は支払った保険料によって変動します。 また経過措置として平成18年12月31日までに契約した一定の長期損害保険については地震保険料控除の対象とすることができます。
①地震保険料控除　最大5万円
②旧長期損害保険料控除　最大1万5千円　　地震保険料控除の金額は①+②で最大5万円となります。

社会保険料控除
自身又は自身と生計を一にする配偶者やその他の扶養親族が負担すべき社会保険料を支払った場合にその支払った金額の所得控除を受けることができます。 社会保険料とは、主に給与からの控除分、国民健康保険料や国民年金が対象となります。
社会保険料控除には上限はないのでその年に支払った金額の全額が控除対象となります。

小規模企業共済等掛金控除
小規模企業共済契約の掛金、確定拠出年金の個人型年金の掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合に受けることができます。 小規模企業共済等掛金控除には上限がないのでその年に支払った金額の全額が控除対象となります。

障害者控除
自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には一定の金額の所得控除を受けることができます。
・一般の障害者　　２７万円
・特別障害者　　４０万円
・同居特別障害者　７５万円

寡婦（寡夫）控除
自身が所得税法上の寡婦（寡夫）に該当する場合に一定の金額の所得控除を受けることができます。
・寡婦（寡夫）　　２７万円
・特別の寡婦　　３５万円

勤労学生控除
自身が所得税法上の勤労学生に該当する場合に一定の金額の所得控除を受けることができます。
・勤労学生控除　　２７万円

基礎控除　　３８万円

年末調整で受けることのできない控除

以下の控除については、年末調整で行えないため、確定申告していただく必要があります。
・医療費控除
・雑損控除
・寄附金控除
・住宅ローン控除（１年目）

《マイナンバー説明会を行いました》

11/10(水)・11(木)にマイナンバー説明会を開催させていただきました。
たくさんの方々に参加して頂き、ありがとうございます。

《研修旅行と望年会》

研修旅行と毎年恒例の望年会（ぼうねんかい）を行いました。
城崎温泉と城崎マリンワールドへ行ってまいりました。
城崎マリンワールドでは二重の虹に遭遇して、素敵な思い出となりました。
三宅税理士法人では、今年の事を忘れるのではなく、反省・改善をしていき、来年に望む会にしましょう。という願いを込めて、「望年会」と呼んでいます。
残り少ない平成27年も全力で仕事をさせていただきますので、どうぞ宜しくお願い致します。

＜Visionのご案内＞

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**
今月の開催日は**12月10日（木）**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、
年に一度、当事務所において頂き、
経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
12月10日（木）	10・11・12・1月決算法人様	12月4日（金）
1月 15日（金）	11・12・1・2月決算法人様	1月8日（金）

※2月以降の開催日は未定となっております。

《冬季休暇のお知らせ》

12月29日(火)～1月5日(月)まで、勝手ではございますがリフレッシュ休暇を頂きます。ご迷惑お掛け致しますが、宜しくお願い致します。

＜12月カレンダー＞

10	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
		*11月分源泉所得税･住民税の納付期限
31	木	*10月決算法人の確定申告・納付期限
		*4月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税（4期）の納付期限（年税額400万円超の7・1月決算法人）

※年末年始の為、申告・納付期限は平成28年1月４日(火)となっております。